１－２　判断の基準の特例

⑴～⑷　（略）

⑸　令和２年度特定ガソリン乗用自動車等の製造又は輸入の事業を行う者は、１－１⑺の判断の基準において、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回り、かつ、企業別基準エネルギー消費効率に0.9を乗じた値を下回らない場合であって、ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バスのエネルギー消費効率（１－１⑶に規定するエネルギー消費効率をいう。）（ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする小型バスにあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、特定ＬＰガス乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）並びにプラグインハイブリッド乗用自動車（液化石油ガスを燃料とする乗用自動車であって乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のものを除く。）及び電気乗用自動車のエネルギー消費効率（別添３の換算式により変換した値をいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

⑹　（略）

⑺　令和12年度特定ガソリン乗用自動車等の製造又は輸入の事業を行う者は、１－１⑽の判断の基準において、令和12年度特定ガソリン乗用自動車等のエネルギー消費効率から国土交通大臣が定める方法により算定した走行距離１キロメートル当たりの燃料消費の改善値をリットルで表した数値の逆数を差し引いた値を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

２　（略）

別添１～５　（略）

別添６

１の１－１⑺に定める換算式は、以下のとおりとする。

$Fe_{JC08}=A\times Fe_{WLTC}$

Fe_{JC08}：換算後のＪＣ08モード燃費値　㎞／ｌ

Fe_{WLTC}：ＷＬＴＣモード燃費実測値　㎞／ｌ

Ａ：以下の表に定める定数

自動車の種別			変速装置の方式	アイドリングストップ機能	定数A
特定ガソリン乗用自	軽自動車	電気式ハイブリッド自動車以外のもの	有段の自動変速機であってトルクコンバータ式（以下「ＡＴ」という。）	有	1.165
				無	1.016
			自動変速機であって無段式（以下「ＣＶＴ」という。）	有	1.239
				無	1.090
			その他のもの		1

１－２　判断の基準の特例

⑴～⑷　（略）

⑸　令和２年度特定ガソリン乗用自動車等の製造又は輸入の事業を行うものは、１－１⑺の判断の基準において、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回り、かつ、企業別基準エネルギー消費効率に0.9を乗じた値を下回らない場合であって、ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バスのエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値（ＪＣ08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあってはＷＬＴＣモード燃費値）に限る。）をいう。）（ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする小型バスにあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、特定ＬＰガス乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）並びにプラグインハイブリッド乗用自動車（液化石油ガスを燃料とする乗用自動車であって乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のものを除く。）及び電気乗用自動車のエネルギー消費効率（別添３の換算式により変換した値をいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

⑹　（略）

（新設）

２　（略）

別添１～５　（略）

（新設）